付録1

加盟連盟のための セーフガーディング方針（モデル）

本文書は、子どもおよび成人の保護に携わる地域の組織ならびにその他の組織の助言と指導を得て作成し、本方針が地域の文化を考慮し、かつ地域に適用可能なものとなるようにする必要があります。これは、加盟連盟が採択し、その会員および広く地域社会が理解できる文書を作成するための最善の方法です。加盟連盟は、会員に対して独自の方針と手続きの策定を義務付けるか、あるいはそれを強く奨励するかを決定する必要があります。本文書全体を通じて、角括弧［］内に加盟連盟の名称を記入してください。

目次

1 序文
2 方針に関する誓約の表明および原則
3 定義
4 本方針の適用範囲
5 懸念事項の報告
6 報告手順フローチャート
7 行動規範
8 採用
9 研修および教育
10 懲戒手続き
11 見直し
12 モニタリング

1 序文

［加盟連盟］は、（国名）において陸上競技を振興し、子どもと成人がその才能を伸ばし、目標を達成できる安全な環境とする責任を負います。これらの経験は、楽しく喜びに満ちたものであるべきです。本セーフガーディング方針（以下「本方針」）は、子どもと成人が安全に陸上競技に参加できるよう、［加盟連盟］および［クラブ］の責任を定めるものです。

本方針を遵守し、本方針に含まれる優れた実践の原則を推進することにより、加盟連盟は、そのコミュニティが陸上競技を楽しみ、参加できる、安全で幸せな、刺激に満ちた環境を提供し、創出することができます。

虐待は、男性、女性、または子どもによって行われる可能性があります。虐待は世界のあらゆる地域、あらゆるスポーツ、あらゆる組織で発生しています。いかなる地域も、その影響から除外されている、あるいは免れていると考えることはできません。虐待、ハラスメントおよび搾取は、個人間に力の不均衡が存在する場合に発生します。ある人がより強い立場にある場合、その立場を悪用することがあり、その結果、虐待、ハラスメントまたは搾取が生じる可能性があります。年齢、障害、経済状況または境遇によって弱い立場にある人ほど、虐待、ハラスメントまたは搾取を受ける可能性は高くなります。

2 方針に関する誓約の表明および原則

［加盟連盟］は、陸上競技に関わるすべての人が敬意と尊厳をもって扱われるべきであり、虐待、ハラスメントまたは搾取を受けることなく参加する権利を有すると考えます。［加盟連盟］は、本方針の適用範囲に含まれるすべての人をこのような行為から守ります。［加盟連盟］は、この権利が個人の出自、肌の色、年齢、障害、性別、性自認、性的指向、民族的出身、宗教または信条にかかわらず保障されるものと考えます。［加盟連盟］は、本方針が適用される人々に対する虐待、ハラスメントまたは搾取を防止し、すべての人がその能力に応じてスポーツに参加し、楽しむことができる安全な環境を創出することを約束します。本方針は、競技者、指導者（競技者のすべてのサポートスタッフを含む）、競技役員、ボランティアおよび理事会メンバーを保護します。これらの人々はすべて、この分野における自らの権利と義務の双方を理解していなければなりません。

本方針の基礎となる原則は以下のとおりです。

- すべての人は、敬意と尊厳をもって扱われる権利を有し、性別、出自、年齢、民族、能力、性的指向、性自認、信条、または宗教的・政治的所属を理由として差別されてはなりません。
- すべての人は、あらゆる形態の虐待、ハラスメントまたは搾取のない、安全で包摂的な環境において、陸上競技に参加し、楽しみ、それを通じて個人として成長する権利を有します。
- 子どもであれ成人であれ、すべての人は意見を聴かれる権利を有し、特に自分自身または他者の幸福について懸念を表明する場合はそうです。すべての人は、誰かの行動について懸念がある場合に、誰に助けを求めればよいかを知っているべきです。
- すべての人は、子どもを世話し、保護し、子どもの最善の利益のために判断を下す責任を負います。子どもの福祉が最優先されるからです。

この目的のため、［加盟連盟］は以下を行います。

- ✓ 理事会メンバーが本方針の実施および執行に責任を負うことを認め、本方針の原則をそのプログラムのあらゆる側面に組み込むため、「セーフガーディング推進大使」を任命します。
- ✓ セーフガーディングの取り組みを主導する責任者として職員またはボランティアを指名し、これを「セーフガーディング担当官」と称します。
- ✓ 他者およびその行動について心配や懸念がある場合に、この指名された職員またはボランティアに相談できることを、すべての人が知るようにします。
- ✓ すべての人が自らの権利と、懸念が表明された場合にとられる手続きを把握するよう確保します。
- ✓ 行動規範、規則および懲戒手続きを含む方針と手続きを策定・実施し、必要に応じて更新します。
- ✓ 懸念を表明し、または苦情や申立てを行った後に支援を必要とするすべての人に、支援と助言を提供します。
- ✓ すべての職員とボランティアに対し、懸念事項および苦情への対応方法について教育と研修を行います。
- ✓ すべての懸念事項、申立ておよび苦情を、公正、透明、効果的かつ適時に処理し、申立人に進捗状況を定期的に知らせます。
- ✓ 結果として作成される報告書やリスク評価に偏りが生じないよう、適切な水準の独立性を確保する方法で、すべての調査および聴聞を実施します。
- ✓ 懸念事項、苦情または申立てに関するすべての情報を、（法律で認められる範囲で）秘密として、かつ安全に取り扱います。
- ✓ 職員であれボランティアであれ、適切な人材を適切な役職に任命し、経歴調査および照会先の確認を行い、適格な者のみが任命されるよう確保します。
- ✓ すべての人の安全を確保するため、社会福祉サービスに代わって支援と助言を提供する地方自治体、非政府組織および地域団体と協力します。

3 定義

虐待、ハラスメントおよび搾取

以下に、虐待、ハラスメントおよび搾取について説明します。これらは男性によっても女性によっても行われる可能性があり、一方が他方の状況を支配できる権限のある立場にある場合に多く発生します。ある関係において一方が他方に対して権限を持つ場合、虐待が起こりやすい状況が生じることがあります。危険にさらされている個人は保護されなければならず、権限ある立場にある者は、適切な保護措置が講じられていることを確

保しなければなりません。また、指導者、競技役員またはボランティア自身も、他者から虐待を受ける可能性があることを理解することが重要です。

心理的虐待とは、相手をけなす、見下す、拒絶する、閉じ込める、孤立させる、言葉で攻撃する、辱める、脅す、子ども扱いするなどを含むあらゆる望まれない行為、または個人のアイデンティティ、尊厳もしくは自尊心を損なうおそれのあるその他のあらゆる行動をいいます。これらの行為は大半の虐待の核心をなすものであり、これらの行為が生じる場では、心理的虐待も生じています。これはしばしば、対面でのいじめやネットいじめの形をとります。

身体的虐待とは、蹴る、殴る、噛む、やけどを負わせるなど、けがや身体的危害をもたらすあらゆる故意の、または望まれない行為をいいます。飲酒の強要や組織的なドーピング行為が含まれることもあります。また、競技者の年齢や体格に適さないトレーニングなど、強制的または不適切な身体活動も含まれ得ます。スポーツの環境においては、競技者と指導者双方の野心や仲間からの圧力によって、競技者、指導者またはその双方が過度のトレーニング負荷および／または競技日程を課し、あるいはそれに耐えることになりかねないため、強制的または過度なトレーニングが見過ごされることがあります。合意された達成可能なパフォーマンス目標を設定するための競技者と指導者との対話は、受け入れ可能で無理のないトレーニング要求を定めるのに役立ちます。競技者の健康と幸福に反するおそれのある野心を抑えることは、指導者の役割です。

性的虐待とは、同意が与えられていない場合、同意を与えることができない場合、または強要もしくは操作によって同意が得られた場合における、身体的接触（挿入の有無を問わない）の有無にかかわらない、あらゆる性的な性質の行為をいいます。これには、性的な画像を見たり作成したりすること、性的な行為を見ること、他者に性的に不適切な行動をとるよう促すこと、または虐待の準備として相手を手なずけること（グルーミング）が含まれ得ます。

グルーミングとは、ある人物が（オンラインまたは対面で）競技者との関係を築き、自分を信頼するよう仕向けることで、自らの利益のために競技者を操り、搾取できるようにする過程をいいます。競技者の家族、サポートスタッフおよび友人に対するグルーミングは、多くの場合、これらの人々に加害者が信頼でき頼りになる人物だと思い込ませ、加害者が競技者に接近することを可能にします。加害者は、競技者を操り、両者の関係を悪用することで、競技者に自分の要求に従わなければならないと信じ込ませます。加害者が競技者に対して持つ権限は、加害者の要求に従わないよう警告してくれる可能性のある友人や家族から競技者を孤立させるために利用されます。

ハラスメントとは、相手を不快にさせ、または屈辱や恐怖を感じさせる、望まれない、または歓迎されない行動をいいます。パワーハラスメントは、権限ある立場にある者が、通常は職場において、その権限を利用して、身体的または心理的に従属的な立場にある他者に嫌がらせをする場合に生じます。パワーハラスメントには、排除や不適切な業務の割当て（過少、過大、または許容できる水準を下回るもの）、ならびに私生活に立ち入る行動が含まれ得ます。

セクシュアルハラスメントとは、言語的、非言語的または身体的であるかを問わず、性的な性質を持つ、望まれない、または歓迎されないあらゆる行為をいいます。言語的なセクシュアルハラスメントの例としては、身体、服装または私生活に関する望まれない、または侮辱的な立ち入った質問、性的な含みのある冗談、同意のない性的行為の誘いや要求などがあります。これらは、テキストメッセージ、電話、書面のメッセージ、または性的な内容を含むその他のあらゆる形態の望まれないコミュニケーションを通じて行われることがあります。非言語的な例としては、じろじろ見る、身振りをする、性的な含みのある画像を共有することなどが挙げられます。身体的なセクシュアルハラスメントの例としては、つねる、キスしようとする、軽くたたく、触るなど、性的な性質を持つ不必要な身体的接触があります。

搾取とは、ある人物が、他者の十分な情報に基づく同意なしに、「個人的利益」のために当該他者および／またはその財産を支配することをいいます。個人的利益は心理的、評判上または商業的なものであり得、他者の権利がその明示的かつ十分な情報に基づく同意なしに売買または交渉される場合に搾取となります。陸上競技における例としては、競技者の年齢や国籍を不正に偽ること、競技者に代わって不正に行動すること、スポンサー収入や資金提供契約から不当な取り分を得ることなどがあります。搾取にはさまざまな形態があり、その例としては性的搾取、経済的搾取、そして競技者がまだ子どものうちに長期契約を結ばせることなどがあります。

ネグレクトとは、身体的または情緒的に最低限の世話を提供しないことにより、危害を生じさせ、危害が生じることを許し、または差し迫った危害のおそれを生じさせることをいいます。これは通常、親や養育者が子どもに提供する世話に関するものですが、指導者やチームリーダーが競技者に対して負う義務のように、他者に対して世話をする義務を負うその他の人にも当てはまります。高温時に十分な水を、低温時に適切な衣服を、あるいは適切な食事、宿泊施設または安全な移動手段を提供しないことなどが含まれ得ます。

虐待、ハラスメントおよび搾取は、出自、宗教、肌の色、信条、民族的出身、性別、性自認、性的指向、年齢、障害、社会経済的地位、運動能力、またはこれらの特性の組み合わせに基づくことがあります。それは単発の孤立した出来事である場合も、一連の出来事である場合もあり、対面またはオンラインで、故意に、求められずに、または強制的に行われることがあります。いじめ、侮辱およびネグレクトは、いずれもハラスメント、虐待または搾取の別の側面であり、本方針の規定に基づき同様に扱われなければなりません。

あらゆる形態の虐待、ハラスメントまたは搾取には、経済的虐待の要素が含まれることがあります。人は、他者に経済的利益をもたらすものの、必ずしも本人にとって経済的に有益ではない契約や合意への署名を強いられることがあります。本人が子どもである場合、本人が誰にも自分に代わって行動する権限を与えていない場合、または会計士や弁護士などの独立した専門家から合意条件の効果について十分な助言を受けていない場合には、強制の要素は虐待、ハラスメントまたは搾取に該当し得ます。

ある行為が、ある人にとっては虐待に当たらない場合でも、その行為を受ける人の脆弱性のために、虐待的または有害となることがあります。これは、その人の年齢、能力、またはその他の形態の脆弱性によるものである場合があります。

虐待、ハラスメントおよび搾取は、多くの場合、信頼される立場にある者による権力の濫用、すなわち影響力、力または権限のある立場にある者による他者に対する権力の不正な行使から生じます。これは年齢差がある場合によく起こりますが、同年代の者、すなわち年齢の近い者同士の間でも起こり得ます。虐待は、競技者同士の間で、さらには指導者、競技役員、または陸上競技に関わるその他のあらゆる人々の間でも起こり得ます。これは仲間同士の虐待と呼ばれることもあり、他の種類の懸念事項と同様に対処されなければなりません。虐待は、親、パートナー、兄弟姉妹などの家族によって行われることもあります。

> **子ども：**「子ども」という用語は、18歳未満の個人または個人の集団を指します。

> **セーフガーディング**とは、子どもであれ成人であれ、危険にさらされている人を虐待、ハラスメントおよび搾取から守る過程をいいます。すべての人が敬意と尊厳をもって扱われる、安全で温かい環境をつくることが、セーフガーディングの核心です。陸上競技に関わるすべての人は、虐待、ハラスメントおよび搾取が防止され、子どもと成人が自らの経験について語ることに耳が傾けられ、問題がある場合には安全かつ十分な対応がなされるよう、積極的に確保する役割を担っています。

4 本方針の適用範囲

本方針は、［加盟連盟］ならびにその競技者、競技役員、職員、および［加盟連盟］に関係するその他のすべての人に適用されます。これには、競技役員、ボランティア、競技者サポートチームのメンバー、親、養育者、および［加盟連盟が所在する国］において陸上競技に関わるすべての人が含まれます。本方針が適用されるすべての人は、本方針を遵守しなければなりません。上記の者による本方針への違反は、懲戒処分の対象となる可能性があります。

5 懸念事項の報告

すべての人は、誰も虐待、ハラスメントまたは搾取を受けることのないよう確保する責任を負っています。したがって、子どもまたは成人が何らかの形で虐待、ハラスメントまたは搾取を受けているとの疑いを持つ人、または他者の行動について懸念を持つ人は、事案を評価し適切に対処できるよう、その懸念を［加盟連盟］のセーフガーディング担当官に報告しなければなりません。警察や社会福祉サービスの関与が必要となる場合もあり、その場合は［加盟連盟］のセーフガーディング担当官がこれを行い、必要な措置を調整します。

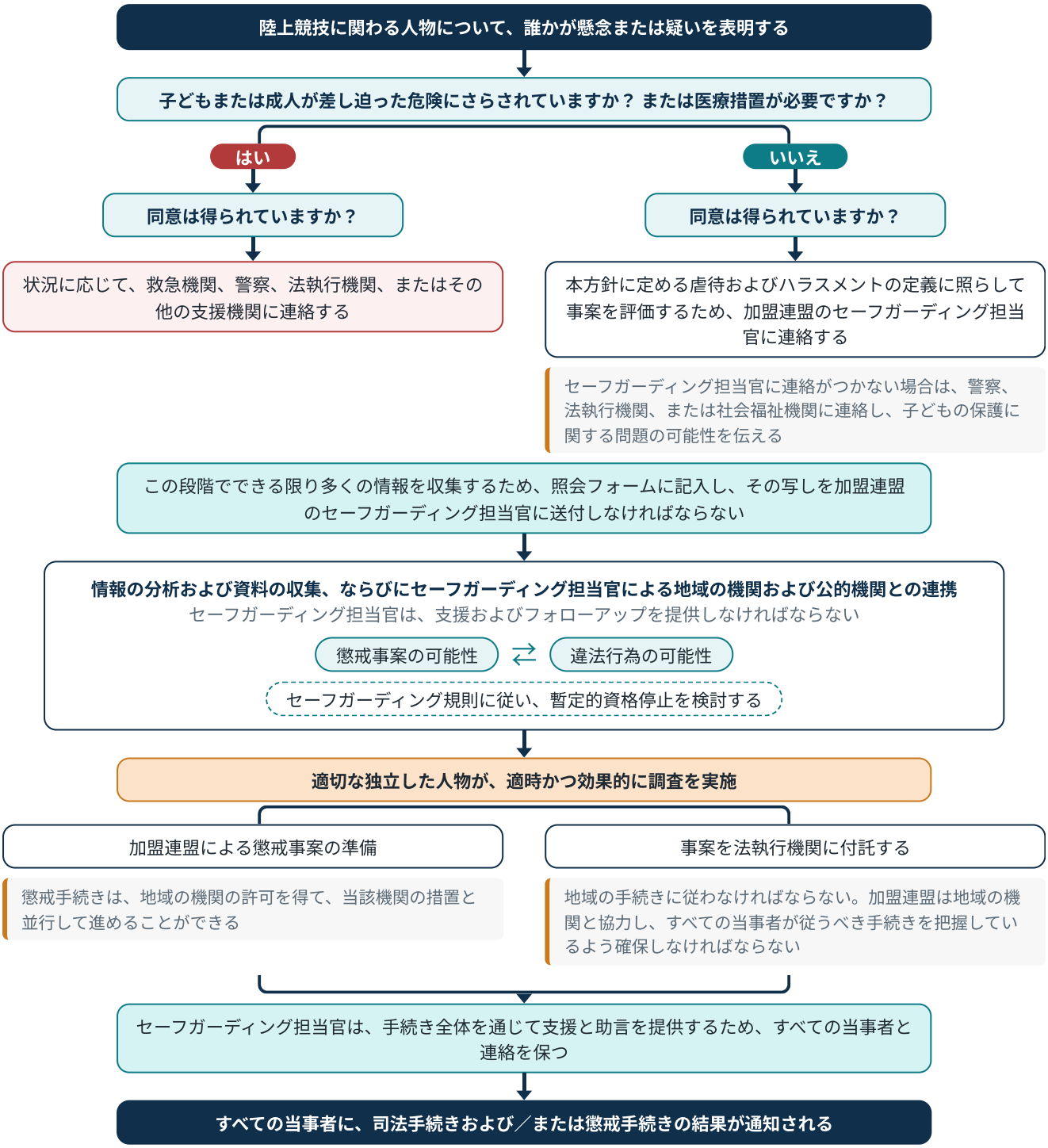
ある人が重大な危害を受ける差し迫った危険にさらされている場合は、遅滞なく救急機関に通報しなければなりません。場合によっては、事案を報告する前に、本人の年齢と精神的能力を考慮したうえで本人の同意を得なければなりません。同意能力は、12歳未満の子どもと12歳から18歳までの子どもとの間、また子どもと成人との間で異なります。本人が同意を拒否した場合でも、事案を報告する義務が依然として残ることがあります。［これは地域の法令や手続きで扱われる分野である可能性があり、本方針に盛り込むべきです。］

［加盟連盟］に報告された懸念事項、申立ておよびその他の事案は、当該事案といかなる関係も持たない者によって調査されなければなりません。事案が「軽度の懸念」に関するものである場合、調査者は［加盟連盟］から完全に独立している必要はありません。懸念や申立てが深刻であるほど、調査を行う者が［加盟連盟］か

ら独立していることの必要性は高まります。懸念事項が警察に付託された場合は、警察が調査を行います。深刻な懸念事項について［加盟連盟］が行ういかなる調査も、調査が偏りなく、適切な能力をもって、かつ可能な限り迅速に行われるよう、［加盟連盟］と関係がなく、調査のために委嘱された者によって実施されなければなりません。

6 報告手順フローチャート

［これは一般的なフローチャートであり、地域の手続きを考慮して調整する必要があります。］



7 行動規範

加盟連盟は、その職員、役員、および組織の運営に携わるその他のすべての人のための行動規範を備えるべきです。また、指導者、競技者、医療サポートスタッフ、競技役員およびイベントコーディネーターなど、その他の集団も考慮すべきです。これらの規範は、必要に応じて個別のものでも一般的なものでもよいですが、当該集団が規範を認識し、その遵守を確認するよう求められることが条件です。

［加盟連盟］は、以下の行動規範を定めています。

- 指導者のための行動規範
- 競技者のための行動規範
- ［[加盟連盟］が策定することを決定したその他の規範］

上記のすべての行動規範は、他者を敬意、平等、公正および尊厳をもって扱うことを中心に据え、すべての人には価値があり、敬意に値するという原則に基づいています。これらは、陸上競技に関わるすべての人に、［加盟連盟］が期待する行動を知らせることを目的としています。これらの規則は、当該集団を対象とするあらゆる研修プログラムの一部となるべきであり、すべての人がこれらの規則の存在、［加盟連盟］の期待、および遵守しなかった場合に懲戒処分が行われる可能性を認識するようにする必要があります。行動規範は、関係する集団との協議を経て策定されたものであり、定期的に見直されます。

行動規範は、関係する集団に提供され、掲示板やウェブサイトに掲載されるか、会員資格更新用紙などの書面に記載されます。

他者が該当する行動規範に違反していることを知った人は、調査および懲戒処分の可能性に向けて、これを懸念事項としてセーフガーディング担当官に付託しなければなりません。［加盟連盟］が特定のセーフガーディング規則を適用していない場合、いずれかの行動規範への違反は、懲戒手続きに基づいて処理することができます。

8 採用

子どもと密接に関わる業務を伴うあらゆる役職への応募者は、職員であるかボランティアであるかを問わず、全員が経歴調査または犯罪歴の確認を受けることが求められます。すべての応募者は面接を受け、2名の照会先を提示することが求められ、任命後には導入研修に参加します。面接では、本人とその経験に関する質問に加え、セーフガーディングに関する知識についての質問も行われます。照会先については確認が行われ、そのうち1名は現在または過去の雇用主、もう1名は子どもに関わる業務またはスポーツ分野における応募者の仕事ぶりを知る人物でなければなりません。導入研修により、採用された応募者が自らの役割と責任を十分に理解し、セーフガーディング方針および手続きに関する情報を得られるようにします。

9 研修および教育

［加盟連盟］のすべての職員、ボランティアおよび競技役員は、組織内における各自の役割に応じたセーフガーディング研修を受けます。子どもと関わる業務に従事する者は、自らが世話をする子どもに対する責任に特化した専門研修を受けます。

セーフガーディング研修は、定期的に実施しなければなりません［少なくとも年1回または2年ごと］。

10 懲戒手続き

本方針および［加盟連盟］のセーフガーディング規則への違反は、［加盟連盟］の懲戒手続きに基づいて処理されます。詳細な指針については、当該懲戒手続きを参照してください。

11 本方針の見直し

本方針は毎年見直されます。

12 モニタリング

本方針およびその実施状況は、［加盟連盟］、またはこの任務の遂行に必要な専門知識を有する独立したセーフガーディング機関により、必要に応じて定期的にモニタリングされます。